

採用内定後から就業開始までの間、 事業主として配慮が必要です！

採用内定者であっても、卒業するまでは高校生であり学業が本務となることから、以下の点について特に配慮が必要です。

●採用内定後に配慮すべき事項

採用内定後、平日に以下の行事に参加させることは控えて下さい

- ・ 内定式
- ・ 入社前説明会
- ・ 健康診断
- ・ 制服採寸
- ・ その他、高校生の学業に影響を与える行事への参加勧奨など

一般的に、高等学校において就職活動として学校長が認めている活動は、「応募前職場見学」と「採用選考」の2つです。したがって、これ以外の企業側の行事に参加することは授業を欠課、あるいは欠席した扱いとなります。採用内定者であっても生徒は卒業するまではあくまでも高等学校に属し、学業に専念するのが本務ですから、授業のある時期に企業側の行事への参加は認められていないのが通常です。

企業側の行事への参加勧奨を受けた内定者から報告を受けた学校から、採用後の本人への不利益な取り扱いや次年度以降の就職活動への影響を懸念し、対応に苦慮しているとの問い合わせも多く寄せられています。

また、言うまでもなく、企業の行事に出席できないことを理由として採用内定者に不利益が生じることがあってはなりません。

その他、採用内定者に対して配慮が必要なこと

以下のことに関しても、学業に影響を与えるものと考えられますので控えるようにしてください。

- ・ 入社前研修への参加勧奨
- ・ レポート等の提出命令
- ・ 採用内定企業でのアルバイト
- ・ 懇親会等への参加勧奨 など

●就業開始期日について

就業開始日については、「愛知県就職問題連絡協議会」において以下のとおり申し合わせがされています。

新規高等学校卒業者に係る採用決定者（内定者を含む）の就業開始（実習、研修等を含む）の期日は卒業後とする。